社会福祉法人三愛 役員及び評議員の報酬規程並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人三愛(以下「法人」という)の定款第21条及び8条に規定する 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準並びに費用の支給額に関し必要な事項を定める ものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、定款第15条1項に基づき置かれる理事及び監事いう。
- (2)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3)報酬とは、名目の如何を問わず職務遂行の対価として受ける財産上の利益である。
- (4)費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、日当及び宿泊費等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員及び評議員には法人の理事会及び評議員会に出席した時または監査業務等を実施 した時に報酬を支給する。

(報酬の決定)

第4条 報酬の額は次の各号に定める等をころによる。ただし法人の職員を兼務し、職員給与が 支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

(1) 理事に対して、各年度の報酬の総額が3,000千円を超えない範囲内で支給する

役職名	内容	報酬の額
理事長		200千円/月額
理事	理事会等会議への出席	15千円/回

(2) 監事に対して、各年度の報酬の総額が150千円を超えない範囲内で支給する

役職名	内容	報酬の額
監事	理事会等会議等への出席 監査業務の実施等	15千円/回

税理士・公認会計士等であって財務管理について識見を を有する者として選任された監事に対して年額30千円を 4月に加算支給

(3) 評議員の報酬の額は、定款第8条に定める金額を超えない範囲内で支給する

役職名	内容	報酬の額
評議員	評議員会議等への出席	15千円/回

(費用)

法人の要請で役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した交通費、日当等の費用 の額については別表により支給することができる。ただし、前条に定める会議等への出席にあた っては日当・交通費等は支給しない。

(支給方法)

第5条

第6条 役員及び評議員の報酬等は源泉徴収のうえ、会議等出席した翌月25日(その日が土曜・休日 の時はその前日)に指定の口座へ振り込むこととする。ただし費用については、現金により支給 する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第四十五条の三十五第1項に定める報酬等の支給の 基準として公表するものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の制定及び改廃は、評議員会の決議を得なければならない。

附則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

この規程は、平成27年11月24日から改定し、施行する。

この規程は、平成30年3月27日から改定し、施行する。

この規程は、平成31年3月26日から改定し、施行する。

別表(第5条)

交通費	実費
日当	10千円
宿泊費	15千円
雑費	実費